#### 別紙

# 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

#### (通則)

## (交付の目的)

2 この統合補助金は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画(以下「医療計画」という。)に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

#### (事業計画の策定)

3 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項に規定する広域連合(以下「広域連合」という。)の長は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の 状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、医療機器の経 過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

#### (交付の対象事業)

- 4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事

業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

- ア 小児救急電話相談事業
- イ 小児初期救急センター運営事業
- ウ 小児救急地域医師研修事業
- 工。共同利用型病院運営事業
- 才 小児救急医療体制整備事業
  - (7) 小児救急医療支援事業
  - (4) 小児救急医療拠点病院運営事業
- カ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業
- キ ヘリコプター等添乗医師等確保事業
- ク 受入困難事案患者受入医療機関支援事業
  - ケ 救急医療専門領域医師研修事業
- コ 救命救急センター運営事業
- サ 小児救命救急センター運営事業
- シ ドクターヘリ導入促進事業
- ス 救急救命士病院実習受入促進事業
- セ 小児集中治療室医療従事者研修事業
- ソ 救急勤務医支援事業
- タ 自動体外式除細動機(AED)の普及啓発事業
- チ 救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム)
- ツ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業
- テ 救急患者受入コーディネーター事業
- ト 救急患者退院コーディネーター事業
- (2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」(以下「周産期医療対策事業等実施要綱」とい

- う。) に基づき実施する次の事業
- ア 周産期医療対策事業
- イ 周産期母子医療センター運営事業
- ウ 新生児医療担当医確保支援事業
- 工 NICU等長期入院児支援事業
  - (7) 地域療育支援施設運営事業
  - (4) 日中一時支援事業
- (3) 看護職員確保対策事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」(以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

### ア 看護職員資質向上推進事業

- (7) 看護職員専門分野研修
- (1) 中堅看護職員実務研修
- (ウ) 専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業
- (工) 看護教員養成講習会事業
- (オ) 看護教員継続研修事業
- (力) 実習指導者講習会事業
- (キ) 協働推進研修事業
- (1) 潜在看護職員等復職研修事業
- (f) 院内助産所·助産師外来助産師等研修事業

#### イ 新人看護職員研修事業

- (7) 新人看護職員研修事業及び外部研修事業のうち医療機関受入研修事業
- (イ) 外部研修事業のうち多施設合同研修事業、研修責任者等研修事業及び新人 看護職員研修推進事業
- ウ 病院内保育所運営事業(ただし、12カ月運営をしないものは除く。)
- 工 看護職員確保対策特別事業
- 才 訪問看護推進事業
- 力 外国人看護師候補者就労研修支援事業
- キ 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業
  - (7) 就業環境改善相談・指導者派遣事業及び多様な勤務形態導入研修事業
  - (イ) 就業環境改善支援事業
- (4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」(以下「歯科保健医療対策事業実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

- ア 8020運動推進特別事業
- イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業
- ウ 在宅歯科医療連携室整備事業
- (5) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内 感染対策事業の実施について」(以下「院内感染対策事業実施要綱」という。)に 基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク相談事業

(6) 地域医療対策事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知「地域 医療対策事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 医療連携体制推進事業
- イ 医師派遣等推進事業

(7) 女性医師等就労支援事業

平成23年3月 日医政発 第 号厚生労働省医政局長通知「女性医師 等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき実施する女性医師等就労支援事業

(8) 産科医等育成・確保支援事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する産科医等育成・確保支援事業

- (9) 医療提供体制設備整備事業
  - ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業
  - (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
  - (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
  - (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
  - (エ) 救命救急センター設備整備事業
  - (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
  - (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業
  - (キ) 小児集中治療室設備整備事業
  - イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の 充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備 整備事業(小児救急医療に係るものに限る。)

- ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業
- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業
- (ウ) 地域療育支援施設設備整備事業
- 工 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

- オ 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災 害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業
  - (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業
  - (イ) 地域災害医療センター設備整備事業
  - (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業
- カがん診療施設設備整備事業

がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業

- キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業 リハビリテーション施設の設備整備事業
- ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

ケ HLA検査センター設備整備事業

平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「HLA検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するHLA検査センター設備整備事業

コ 院内感染対策設備整備事業

「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

サ 環境調整室設備整備事業

平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境 調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業

シ 看護師等養成所初度設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業

ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業

平成4年4月24日健政発第295号厚生省健康政策局長通知「理学療法士等 養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する理学療法士等養成所 初度設備整備事業

セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業

タ 内視鏡訓練施設設備整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内 視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備整 備事業

チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する「院内助産所」「助産 師外来」設備整備事業

ツ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

テ 在宅歯科診療設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

# (事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲 げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者(以下「事業者」という。)とする。

# 別表1

リ表 1		
1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事	ア 小児救急電話相談事業	都道府県
業	ウ 小児救急地域医師研修事業	
	ケ 救急医療専門領域医師研修	
	事業	
	タ 自動体外式除細動機(AED)	
	の普及啓発事業	
	チ 救急医療情報センター(広	
	域災害・救急医療情報システ	
	ム)運営事業	
	ツ 救急・周産期医療情報シス	
	テム機能強化事業	
	テ 救急患者受入コーディネー	
	ター事業	
	イ 小児初期救急センター運営	地方公共団体(広域連合を含む
	事業	(#1)) 、地方独立行政法人、公
	工 共同利用型病院運営事業	的団体 (#2)及び厚生労働大臣が
	才 小児救急医療体制整備事業	適当と認める者 (注3)
	(ア)小児救急医療支援事業	
	(イ)小児救急医療拠点病院運営	
	事業	
	カ 管制塔機能を担う救急医療	
	機関等運営事業	
	キ ヘリコプター等添乗医師等	
	確保事業	
	ク 受入困難事案患者受入医療	
	機関支援事業	
	サ 小児救命救急センター運営	
	事業	
	シ ドクターヘリ導入促進事業	
	ス 救急救命士病院実習受入促	
	進事業	
	•	· -

1	1.3	
	セ 小児集中治療室医療従事者	
	<b>一研修事業</b>	
	ソ 救急勤務医支援事業	
	ト 救急患者退院コーディネー	
	ター事業	
	コ 救命救急センター運営事業	公的団体及び厚生労働大臣が適
		当と認める者
(2) 周産期医療対策	ア 周産期医療対策事業	都道府県
事業等	イ 周産期母子医療センター運	地方公共団体、地方独立行政
	営事業 営事業	法人、公的団体及び厚生労働
		大臣が適当と認める者(ただ
		し、独立行政法人及び国立大
		学法人を除く。)
	ウ 新生児医療担当医確保支援	地方公共団体、地方独立行政法
	事業	人、公的団体及び厚生労働大臣
	エ NICU長期入院児支援事業	が適当と認める者
	(ア)地域療育支援施設運営事業	
	(イ)日中一時支援事業	
(3) 看護職員確保対	ア (ア)、(エ)以外の看護職員資	都道府県
策事業	質向上推進事業	
	イ (イ) の新人看護職員研修事業	·
	工 看護職員確保対策特別事業	
	キ (ア)の短時間正規雇用等看護	
	   職員の多様な勤務形態導入支援	
	事業	
	イ (ア)の新人看護職員研修事業	地方公共団体、地方独立行政法
		人、公的団体及び厚生労働大臣
		が適当と認める者(ただし、国
		  立高度専門医療研究センターを
		除く)
	ア (7)看護職員専門分野研修	地方公共団体、地方独立行政法
	  ア (エ)看護教員養成講習会事業	  人、公的団体及び厚生労働大臣
	力 外国人看護師候補者就労研	が適当と認める者
	修支援事業	
	キ (イ)の就業環境改善支援事業	
	ウ 病院内保育所運営事業	  厚生労働大臣が適当と認める者
	NAME OF THE PARTY	TO THE TANK OF THE PROPERTY OF
1		L

	才 訪問看護推進事業	地方公共団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進 特別事業 ウ 在宅歯科医療連携室整備事 業	都道府県
(5) 院内感染地域支 援ネットワーク相 談事業	_	都道府県
(6) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業 イ 医師派遣等推進事業	都道府県 地方公共団体、地方独立行政法 人、公的団体及び厚生労働大臣 が適当と認める者
(7) 女性医師等就支援事業	_	地方公共団体、地方独立行政法 人、公的団体及び厚生労働大臣 が適当と認める者
(8) 産科医等育成· 確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	地方公共団体、地方独立行政法 人、公的団体及び厚生労働大臣 が適当と認める者
(9) 医療提供体制設 備整備事業	オ (ウ) NBC災害・テロ対策 設備整備事業 テ 在宅歯科診療設備整備事業 キ 医学的リハビリテーション 施設設備整備事業	地方公共団体、地方独立行政法 人、公的団体及び厚生労働大臣 が適当と認める者 公的団体
	世 環境調整室設備整備事業	都道府県及び指定都市 (ア)日本赤十字社(イ)全国厚生 農業協同組合連合会(ウ)社会福 祉法人(エ)健康保険組合及び健 康保険組合連合会(オ)国民健康 保険組合及び国民健康保険団体 連合会(カ)学校法人及び準学校 法人(キ)一般社団法人及び一般 財団法人(注3)(ク)医療法人(注4)
	ツ 医療機関アクセス支援車整 備事業	都道府県及び市町村

上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、 公的団体及び厚生労働大臣が適 ス、セ、ソ、ツ及びテ)以外の 事業

当と認める者

- (注1) 別添4参照。
- (注2)日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福 祉法人北海道社会事業協会をいう。
- (注3) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学 法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を 得ること。
- (注4) 一般社団法人及び一般財団法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。
- (注5) (キ)及び(ク)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規 定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護 師等養成所 (ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制) にあってはこの 限りではない。)、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。

### (交付額の算定方法)

- この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及 び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次のiから ivにより算出された交付基礎額の合計額(各都道府県の交付基礎額の合計額を合算し た額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)とす る。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満 の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - 次の(1)から(12)により交付算定基礎額を算出する。
- (1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出された額の合計 額とする。
  - ① 4の(1)のア、ウ、ケ、タ、チ及びテの事業
    - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比 較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基 礎額とする。
  - ② 4の(1)のイの事業
    - ア 都道府県が実施する事業
      - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
      - (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し た額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交

付算定基礎額とする。

- イ 市町村(特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。)が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業
  - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ③ 4の(1)の工及びオの(7)の事業
  - ア 都道府県が実施する事業
    - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付 算定基礎額とする。
  - イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対 し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業
    - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額) に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ④ 4の(1)のキの事業
  - ア 都道府県が実施する事業
    - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
    - (7) (ア) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付 算定基礎額とする。
  - イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対 し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業
    - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事

業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(1)のオの(イ)及びスの事業

### ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

## イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ⑥ 4の(1)のカの事業

#### ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

### イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

#### ⑦ 4の(1)のコの事業

- ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

- 11 -

- ⑧ 4の(1)のク、サ、ソ及びトの事業
  - ア 都道府県が実施する事業
  - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
  - イ 都道府県が補助する事業
    - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都 道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の 範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)とを比較して少ない方の額を 交付算定基礎額とする。
  - ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対 して都道府県が補助する事業
  - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都 道府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3 分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較してもっとも少ない額 を交付算定基礎額とする。
- ⑨4の(1)のシの事業
  - ア 都道府県又は広域連合が実施する事業
  - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算 定基礎額とする。
- イ 都道府県又は広域連合が補助する事業
  - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補

助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

### ⑩ 4の(1)のセの事業

### ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

#### イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都 道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の 範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- (2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。
  - ① 4の(2)のアの事業
    - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基 礎額とする。
  - ② 4の(2)のイの事業
    - ア 都道府県が実施する事業
      - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
      - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

#### イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金 その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。

- (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道 府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範 囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- ③ 4の(2)のウの事業

### ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

### イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対 して都道府県が補助する事業
- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都 道府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3 分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を 交付算定基礎額とする。
- ④ 4の(2)のエの(7)の事業

#### ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗 じて得た額を交付算定基礎額とする。

### イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを

施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道 府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範 囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- ⑤ 4の(2)のエの(4)の事業
  - ア 都道府県が実施する事業
    - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
  - イ 都道府県が補助する事業
    - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道 府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範 囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- (3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑥により算出された額の合計額とする。
  - ① 看護職員資質向上推進事業及び外国人看護師候補者就労研修支援事業 ア 都道府県が実施する事業
    - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と を事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
    - イ 都道府県が補助する事業
      - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と を事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
      - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定 基礎額とする。
  - ② 新人看護職員研修事業(新人看護職員研修事業医療機関受入研修事業)及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業(就業環境改善支援事業

)

# ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と を事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額 を交付算定基礎額とする。

### イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と を事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、 都道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の 1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額と する。

### ③ 病院内保育所運営事業

- ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、 都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗 じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ④ 新人看護職員研修事業(多施設合同研修事業、研修責任者等研修事業及び新人看護職員研修推進事業)、看護職員確保対策特別事業及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業(就業環境改善相談・指導者派遣事業及び多様な勤務形態導入研修事業)
  - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- ⑤ 訪問看護推進事業
  - ア 都道府県が実施する事業
    - (ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
  - イ 都道府県が補助する事業
    - (ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その

他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。
- (4) 歯科保健医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。
  - ① 8020運動推進特別事業
    - ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基 礎額とする。
  - ② 歯科医療安全管理体制推進特別事業
    - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
  - ③ 在宅歯科医療連携室整備事業
    - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- (5) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業
  - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域 ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額 とする。
- (6) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。
  - ① 4の(7)のアの事業
    - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基

礎額とする。

## ② 4の(7)のイの事業

### ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

### イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都 道府県が補助する額((イ)により選定された額の4分の4から4分の2の 範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

### (7) 女性医師等就労支援事業

### ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算 定基礎額とする。

### イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道 府県が補助する額((イ)により選定された額の1から2分の1の範囲内の額 とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

# (8) 産科医等育成·確保支援事業

# ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した

額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

### イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対し て都道府県が補助する事業
  - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道 府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3分の 3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付算 定基礎額とする。
- (9) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからクにより算出された 額とする。
  - ア 4の(9)のア(アの(ウ)及び(キ)の事業を除く)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア)及び(イ)、コ並びにチの事業
    - (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じ て得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定め る係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

#### イ 4の(9)のアの(ウ)の事業

- (ア) 都道府県が補助する事業
  - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

とを比較して少ない方の額を選定する。

- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府 県が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の 額とする。(イ) cにおいて同じ。)を比較して少ない方の額を交付基礎額 とする。
- (イ) 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対 して都道府県が補助する事業
  - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 とを比較して少ない方の額を選定する。
  - c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府 県が補助する額と市町村が補助する額(bにより選定された額の3分の3か ら3分の2の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付基礎 額とする。

### ウ 4の(9)のアの(キ)の事業

### (ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付 算定基礎額とする。
- (イ) 都道府県が補助する事業
  - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府 県が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の 額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

#### エ 4の(9)のウの(ウ)の事業

### (ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率

を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

### (イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県 が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内 の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

# オ 4の(9)のエの事業

- (ア)公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する共同利用施設設備整 備事業に対して都道府県が補助する事業
  - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- (イ)公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する地域医療支援病院に おける共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業
  - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

### カ 4の(9)のオの(ウ)の事業

#### (ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

#### (イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

### キ 4の(9)のカからケ及びシからソの事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道 府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

### ク 4の(9)のサの事業

### (ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- (イ) 指定都市が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
  - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

#### ケ 4の(9)のタの事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

#### コ 4の(9)のツ及びテの事業

### (ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

# (イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ii i により算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。
- iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、ii にかかわらずivにより算出するものとする。
- iv i により算出された交付算定基礎額を、別表 5、別表 6 及び別表 7 の評価事項 並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付 基礎額とする。

#### 別表 2

11111 2					
1事業分類	2事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
(1) 救急医	ア 小児救急	_	次の(1)から(3)により		2分の1
療対策事	電話相談事		算出された額の合計額		
業	業		とする。		
			(1) 活動費	小児救急電話相	
			ア 午後6時から翌	談事業に必要な	
:			日午前8時までの	報償費(医師等	
			間において実施す	雇上謝金)、需	
			るもの。	用費(消耗品費	
			(ア) 8 時間以上実施	、印刷製本費、	
			する場合	広報経費等)、	
			54,200 円×実施日	役務費(通信運	
			数	搬費等)、使用	
			(イ) 8 時間未満実施	料及び賃借料(	
			する場合	電話機、電話転	
			(54,200 円 - 6,700	送機器等)、備	
			円 ×(8時間-実施	品購入費(電話	
			時 間))×実施日数	機、電話転送機	
			イ 午前8時から午	器等)、賠償責	
			後6時までの間に	任保険料、委託	

1	ı	1	biol / Lagrana	1
		おいて実施するも		
		の。 	該当するもの。)	
		(ア)8時間以上実施		
		する場合		
·		54,200 円×実施日		
		数		
		(イ)8時間未満実施		
		する場合		
		(54, 200 円 - 6, 700		
		円×(8 時間-実施		
		時間))×実施日数		
		(ただし、ア及びイの		
		時間帯に連続又は断		
		続して事業を行う場		
		合は、その合計時間		
		とし、8時間を限度		
		とする。)		
		(2) 運営経費		
	!	1,984 千円×運営		
		月数/12		
	'	(3) 協議会経費	小児救急電話相	
		1か所当たり	談事業協議会に	
	·	333 千円	必要な賃金、報	
			償費(委員謝金	
			)、旅費、需用	
			費(消耗品費、	
			印刷製本費、食	
	:		糧費等)、使用	
			料及び賃借料(	
			会場借料)、役	
			務費(通信運搬	
			費等)、委託料	
			(上記経費に該	
			当するもの。)	
イ 小児初期	_	1か所当たり	小児初期救急セ	3分の1

救急センタ 2,550 千円 ンターの運営に   一運営事業 必要な賃金、報	
旅費、委託料(	
上記経費に該当	
するもの。)	
ウ 小児救急 - 次の(1)及び(2)により 2分	<b>の1</b>
地域医師研 算出された額の合計額	
修事業とする。	
(1) 研修経費 小児救急地域医	
1地区当たり 師研修事業に必	
273 千円   要な報償費 (謝	
金)、旅費、需	
用費(消耗品費)	
、印刷製本費)	
、使用料及び賃	
借料(会場借料)	
、委託費(上記)	
経費に該当する	
もの。)	
(2) 協議会経費 小児救急地域医	
1か所当たり 師研修事業協議	
1,012 千円 会に必要な賃金	
、報償費(謝金	
)、旅費、需用	
印刷製本費、食	;
料及び賃借料(	
会場借料)、役	
務費(通信運搬)	
費等)、委託料	
(上記経費に該	
当するもの。)	
	うの1
型病院運営 算出された額の合計額 運営事業に必要	
事業とする。な給与費(常勤)	

		(1) 休日A、休日B及 び夜間 1地区当たり 71,450円×診療日数 (ただし、休日Aの事業の ででは、 ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)	
		1 地区当たり 35,720 円×診療日数 (注) (1) 診療日の設定方法		
		については、別添1 については、別添1 に定めるところによ るものとする。 (2) 診療日数は、地区		
		における事業日数と する。		
才 小児救急 医療体制整 備事業	ł	次の(1)から(5)により 算出された額の合計額 とする。 (常勤の体制) (1) 休日A、休日B及 び夜間 1地区当たり	水業・一大大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	3分の1

, 1		1	1
	割増賃金(時間外(		
	125/100 以上) 及び		
	深夜(150/100、160		
	/100 又は 125/100 以		
	上))を手当してい		
	る場合に限る。)		
	1地区当たり		
	19,782 円×診療日数		
	(4) 小児救急電話相談		
	実施加算(都道府県		
	が委託等により小児		
	救急電話相談(#8000		
	)を実施している場		
	合に限る。)		
	1地区当たり		
	14,838 円×診療日数		
		<u>.</u>	
	(オンコール体制)		
	(5)医師が病院に待機		
	する体制ではなく、		
	専門的な処置が必要		
	な場合に小児科医師		
	が速やかに駆け付け		
	対応する体制(オン		
	コール体制)を執っ	}	
	ている場合		
	1地区当たり		
	13,570 円×診療日数		·
	(注)		
	(1) 診療日の設定方法		
	については、別添1		
	に定めるところによ		
	るものとする。		
	(2) 診療日数は、地区		
	における事業日数と		
	する。		
(1)	小児 1か所当たり次の(1)	小児救急医療拠	2分の1
, I	•		

P257

	救急医療	及び(4)により算出さ	点病院運営事業	
	拠点病院	れた額の合計額とする	に必要な給与費	
	運営事業	o	(常勤職員給与	
		(常勤の体制)	費、非常勤職員	
		(1) 35,926 千円×運営	給与費、法廷福	
		月数/12	利費等)、報償	
		(2) 夜間加算(労働基	費(医師雇上謝	
		準法第37条第1項	金)	
		及び第3項に定める		
		割増賃金(時間外(		
		125/100 以上) 及び		
		深夜(150/100、160		
		/100 又は 125/100 以		
		上))を手当してい		
		る場合に限る。)		
		3,520 千円×運営月		
		数/12		
		(3) 小児救急電話相談		
		実施加算(都道府県		
		が委託等により小児		
		救急電話相談(#8000		
		)を実施している場		
		合に限る。)		
		6,781 千円×運営月		i
		数/12		
		(オンコール体制)		
		(4)医師が病院に待機		
		する体制ではなく、		
		専門的な処置が必要		
		な場合に小児科医師		
		が速やかに駆け付け		
		対応する体制(オン		
		コール体制)を執っ		
		ている場合		
		12,403 千円×運営月		
		数/12		
カ 管制塔機	管制塔病	1か所当たり	管制塔病院の運	3分の1

能を担う救急医療機関等運営事業	院		営、当賃旅(印食費費費器購に給等金費消刷糧)()購入必料、、、耗製費)通、入費な職済償用費費会役運療、報員費費費、、議務搬機品酬手、、	
	支援医療機関		支援医療機関の 運営に必要な次 に掲げる経費	3分の1
		(1) 空床確保経費 1日1床当たり 29,110円 (地域において1日8 床を限度とする。)	(1) か支ご決以り額空に 定経医に数の出確の活体を算下算に床で はない はない はない はない はない にれすを 額の らよるる 乗	
		(2) 医師派遣経費	入院診療収益× (医業費用ー材料費)/医業費用/病床数/3 65日	
		1人1回当たり 13,570円	係る報酬、給	

1	l		賃金、報償費	(
キヘリコプ		添乗者1人当たり	ヘリコプター等	3分の1
ター等添乗			添乗医師等確保	0 ), 1
医師等確保		3,2001.	事業に必要な災	
事業			害補償費(死亡	
7 7/2			時に支払われる	
			補償分相当分の	
			保険料)	
ク 受入困難		(医療機関を固定する	受入困難事案患	3分の1
事案患者受		場合)	者の受入に必要	
入医療機関		1日1床当たり	な空床確保等に	
支援事業		29,110円	かかる経費	
			医療機関ごとに	
		(医療機関を固定しな	直近の決算数値	
		い場合)	から以下の式に	
		受入1件当たり	より算出される	
,	ļ	8,870円	額に確保する空	
		,	床の数又は受入	
			回数を乗じて得	
		•	た額	
			入院診療収益×	
			(医業費用-材	
			料費)/医業費	
			用/病床数/3	
)		TT // // EET // 10	65日	0 () 0 1
ケー教急医療	_	研修1分野当たり	救急医療専門領	2分の1
専門領域医		1,595 千円	域医師研修事業	
師研修事業			に必要な報償費	
			(謝金)、需用  費(消耗品費、	
			質 (佰松四頁、   印刷製本費) 、	
			材料費(実習材	
			料費 (美自物	
			(上記経費に該	
			当するもの。)	
コ 救命救急	救命救急	1 か所当たり次の(1)	救命救急センタ	3分の1
ロー	センター	及び(2)により算出さ	一の運営に必要	0 /4 // 1
営事業		れた額の合計額とす	な給与費(常勤	
P + 7.		る。	職員給与費、非	
		l -	常勤職員給与費	
		1	、法定福利費等	
			)、材料費(薬	
		. , , , ,	品費、診療材料	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
1	1	率を乗じて得た額と	質、医漿 伯耗偏	